

○住民監査請求に伴う証拠の提出及び陳述の取扱基準

第1（総則）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項及び第8項の規定に基づく証拠の提出、陳述及び立会いの実施に関しては、以下のように取り扱う。

第2（証拠の提出）

証拠の提出は、郵送等によることを妨げない。その期限は陳述の日とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

- 2 請求人の陳述が行われなかった場合の証拠の提出期限は、監査委員がその都度定める。

第3（陳述の聴取）

陳述の聴取については、監査委員の半数以上の出席により行う。

- 2 陳述の日時及び会場は、監査委員が定める。

第4（請求人の陳述）

陳述は、請求人又はその代理人（以下「請求人等」という。）に行わせる。ただし、代理人が陳述を行う場合は、陳述の日までに代理人選任承認申請書（様式1号）を提出して、監査委員の承認を得るものとする。

- 2 請求人は、補佐人を同席させる場合は、陳述の日までに補佐人申請書（様式2号）を提出して、監査委員の承認を得るものとする。
- 3 請求人等が複数の場合、監査委員は、陳述する者の数を制限することができる。
- 4 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行うものとする。
- 5 陳述の時間は、陳述をする者の人数にかかわらず、概ね1時間以内とする。
- 6 1時間を超えても陳述が終了しない場合、監査委員は陳述を終結させることができる。この場合、請求人は陳述を補足する書面を監査委員に提出することができる。
- 7 前項に規定する書面は、監査委員の指定する日までに提出しなければならない。
- 8 陳述開始時刻を10分経過しても陳述人が陳述会場に入室しなかった場合には、陳述の機会を放棄したものとみなす。ただし、やむを得ない理由があった場合はこの限りでない。
- 9 陳述は、請求書記載事項を補足する内容に限るものとする。

第5（関係職員等の立会い）

監査委員は、請求人の陳述を実施する場合において、必要があると認めるときは、関係のある市長その他の執行機関若しくは職員（以下「関係職員等」という。）を立ち合わせることができる。

- 2 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 3 監査委員は、立会いの人数を制限することができる。
- 4 監査委員は、関係職員等の立会いが、陳述の円滑な運営の支障となると認めるときは、立会いを制限することができる。

第6（関係職員等の陳述）

監査委員は、必要に応じて、関係職員等の陳述の聴取を行う。

- 2 監査委員は、関係職員等が複数の場合、関係職員等が選出した代表者に陳述を行わせることができる。
- 3 陳述人は、監査委員の指示に従って陳述を行わなければならない。
- 4 陳述の時間は、陳述をする者の人数にかかわらず、概ね1時間以内とする。

第7（請求人の立会い）

監査委員は、関係職員等の陳述を実施する場合において、必要があると認めるときは、請求人を立ち合わせることができる。

- 2 監査委員は、請求人が多数の場合は立会いの人数を制限することができる。
- 3 立会人は、監査委員の指示に従わなければならない。
- 4 請求人の立会いにより、本市の事務又は事業の執行に支障を及ぼす等の事情が認められるときは、監査委員は、請求人の立会いを制限することができる。

第8（陳述の中止等）

陳述人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、監査委員は、陳述を中止することができる。

- 2 監査委員は、この指示に陳述人が従わないときは、陳述人に退場を命じることができる。この場合、請求人は陳述を補足する書面を監査委員に提出することができる。
- 3 前項に規定する書面は、監査委員の指定する日までに提出しなければならない。
- 4 立会人が監査委員の指示に従わず、陳述の円滑な運営が困難であると認められるときは、監査委員は、立会人に退場を命じることができる。

第9（陳述の傍聴）

監査委員は、陳述における傍聴を許可することができる。ただし、個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとき、その他陳述の円滑な運営に支障があると認められる場合は、傍聴を認めないものとする。

- 2 陳述の傍聴をしようとする者は、陳述の開始5分前までに傍聴人受付簿に必要な事項を記入し、監査委員に申し出なければならない。
- 3 監査委員は、会場その他の都合により、傍聴する者の人数を制限することができる。

第 10（傍聴の禁止）

次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適當であると認める物品を携帯している者
- (4) はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケン等を着用又は携帯している者
- (5) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

第 11（傍聴人の守るべき事項）

傍聴人は、監査委員の指示に従い、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (3) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (4) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

第 12（傍聴人の退場）

監査委員は、傍聴人が次の各号の 1 に該当するときは、退場を命ずることができる。

- (1) 第 11(傍聴人の守るべき事項)の規定に違反したとき。
- (2) 請求人が陳述を傍聴されることを望まないとき。
- (3) 陳述の状況から、傍聴がふさわしくないと監査委員が認めたとき。

第 13（陳述の撮影及び録音）

監査委員の許可があるもの以外、陳述の写真、ビデオ等の撮影及び録音を行ってはならない。

第 14（その他）

この取扱基準に定めるもののほか必要な事項は、監査委員が決定する。

附 則

この取扱基準は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和5年5月30日から施行する。

(様式1号)

代理人選任承認申請書

代理人 住所
氏名

上記の者を代理人として選任し、下記の事項を委任したのでご了承ください。

記

年 月 日に実施される地方自治法第242条第7項及び第8項
に基づく陳述及び立会いに関すること。

年 月 日

請求人 住所
氏名

阪南市監査委員 様

(様式2号)

補佐人申請書

補佐人 住所
氏名

年 月 日に実施される地方自治法第242条第7項に基づく
陳述について、上記の者を私の補佐人として申請します。

年 月 日

請求人 住所
氏名

阪南市監査委員 様